

別紙－4 監視計画

(1) 監視の項目

監視の項目は以下に掲げる項目とする。

- 1) 海洋投入処分の実績に関する事項について
 - ①海洋投入処分をした廃棄物の数量について
 - ②廃棄物の判定基準への適合状況について
- 2) 海域の状況について

(2) 監視の方法

1) 海洋投入処分の実績に関する事項

①海洋投入処分をした廃棄物の数量

排出船に常備されている廃棄物処理記録簿に基づき、海洋投入処分をした廃棄物の数量を確認する（表－4.1 参照）。また、廃棄物処理記録簿に記載された、GPS による排出開始時及び排出終了時の排出位置を確認する。なお、監視報告において、海洋投入処分量は月別の集計結果を示す。

②廃棄物の判定基準への適合状況

単位期間毎に、初めて海洋投入処分しようとする土砂について、法令で定める判定基準への適合状況を確認することとする（監視報告には、申請時の内容に従って浚渫等を実施したことを示すため、判定基準への適合状況の確認を行った点及びその単位期間の浚渫範囲を図示する）。

なお、判定基準へ適合していることを確認した上で、当該一般水底土砂の海洋投入処分を実施する（表－4.1 参照）。

2) 海域の状況

海域の状況については、事前評価において現況の把握を行った調査項目に関し、把握した現況からの変化が生じているか否かについて、調査項目の現況を把握する際に用いた資料の継続的な収集により把握する。なお、資料の継続的な収集が難しい場合は、専門家やその他の知見を有する者からの聴取等も行う。

ただし、現況を把握する際に用いた資料については、監視調査の実施時期における更新情報の確認が難しい場合は、直接的な環境変化が想定される水環境、海底環境については現地調査により試料を採取・分析して状況の把握を行う（表－4.2 参照）。

(3) 監視の頻度

1) 海洋投入処分の実績に関する事項

①海洋投入処分をした廃棄物の数量

単位期間に1回の頻度で、単位期間終了時までには海洋投入処分した廃棄物の数量を(2)1)①に定めるところにより、排出船に常備されている廃棄物処理記録簿に基づき確認する。

②廃棄物の判定基準への適合状況

海洋投入処分実施前に、(2)1)②に定めるところにより単位期間毎に初めて海洋投入処分しようとする土砂について、判定基準への適合状況を確認する。

また、判定基準への適合状況を確認した範囲であっても、船舶による事故（油等流出事故）、近隣地域における工場等の立地等、浚渫範囲への新たな汚染が確認された場合は、その都度、判定基準への適合状況を確認する。

監視の方法と監視の頻度を表－4.1に示す。

2) 海域の状況

当該許可に基づく海洋投入処分による海域の状況の変化を総括的に把握する上で適切な時期である海洋投入処分終了後の2027年度に1回実施する。

監視の方法と頻度を表－4.2に示す。

表－4.1 監視の方法と頻度（海洋投入処分の実績に関する事項について）

監視項目	監視の方法	監視の頻度
①海洋投入処分をした廃棄物の数量について	排出船に常備されている廃棄物処理記録簿に基づき、海洋投入処分をした廃棄物の数量を確認する。 また、排出開始時及び終了時の位置をGPSにより確認し、廃棄物処理記録簿に記録する。なお、監視報告において、海洋投入処分量は月別の集計を行う。	単位期間に1回の頻度で、当該単位期間に海洋投入した廃棄物の数量を(2)1)①に定めるところにより確認する。
②廃棄物の判定基準への適合状況について	単位期間毎に、初めて海洋投入処分しようとする水底土砂について、判定基準への適合状況を確認することとする。また、年次ごとに浚渫範囲と試料採取位置が分かる書類を作成する。なお、判定基準へ適合していることを確認した上で、当該一般水底土砂の海洋投入処分を実施する。	海洋投入処分前に、判定基準への適合状況を(2)1)②に定めるところにより確認する。 また、判定基準への適合状況を確認した範囲であっても、船舶による事故（油等流出事故）、近隣地域における工場等の立地等、浚渫範囲への新たな汚染が確認された場合は、その都度、判定基準への適合状況を確認する。

表－4.2 監視の方法と頻度（海域の状況について）

監視項目		監視の方法	監視の頻度
水環境	海水の濁り	調査項目の現況を把握する際に用いた資料の継続的な収集又は整理により現況からの変化が生じているか否かについて把握する。 資料の継続的な収集によって、海洋投入処分後の現況把握がむずかしい場合は、現地調査を行って把握する。	当該許可に基づく海洋投入処分終了後に実施する。
	有害物質等による海水の汚れ		
海底環境	底質の有機物質の量		
	有害物質等による底質の汚れ		
生態系	干潟、藻場、サンゴ群落その他の脆弱な生態系の状態	既存資料の継続的な収集・整理及び、必要に応じて、専門家やその他、知見を有する者からの聴取により把握する。	
	重要な生物種の産卵場又は生育場その他の海洋生物の生育又は生息にとって重要な海域の状態		
	熱水生態系その他の特殊な生態系の状態		
人と海洋との関わり	海水浴場その他の海洋レクリエーションの場としての利用状況	既存資料の継続的な収集・整理及び、必要に応じて、専門家やその他、知見を有する者からの聴取により把握する。	
	海域公園その他の自然環境の保全を目的として設定された区域としての利用状況		
	漁場としての利用状況		
	沿岸における主要な航路としての利用状況		
	海底ケーブルの敷設、海底資源の探査又は掘削その他の海底の利用状況		

また、影響想定海域において新規に海底ケーブルの敷設があった等、海域の状況に変化があった場合には、本申請における計画の変更申請を行うなど適宜対処する。

なお、監視を実施した後、その結果を遅滞なく環境大臣へ報告する。

特に、判定基準の適合状況の監視結果については、監視を実施した時は、その都度、速やかに報告する。